

私立専修学校教育環境整備費補助金交付要領

令和 8 年 4 月 1 日

8 生私振第 4 5 号

生活文化局私学部長決定

第 1 趣旨

この要領は、私立専修学校教育環境整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の具体的な対象事業、補助対象経費、補助額の算定方法、評価の要件その他必要な事項を定めるものとする。

第 2 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 専修学校評価促進事業

ア 自己点検評価

イ 第三者評価

第 3 補助対象経費

補助対象経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 自己点検評価

評価の実施及び報告書作成に直接要する経費

(2) 第三者評価

外部の識見を有する者による評価の実施に直接要する経費（委託費、謝金、旅費その他必要な経費）

第 4 補助額の算定

補助額は、次の各号に定めるところにより算定する。

(1) 自己点検評価

1 校当たり 2 0 万円（定額）

(2) 第三者評価

実支出額の 2 分の 1 の額（1 0 0 円未満切捨て）とする。

2 前項第 2 号の補助額は、1 校当たり 6 0 万円を上限とする。

3 専修学校設置基準第 2 条第 1 項に定める分野を超えて事業を実施する場合は、3 分野目以降の分野について、1 分野ごとに 1 0 万円を加算する。

第 5 評価の要件（自己点検評価）

自己点検評価は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 文部科学省が定める「専修学校における学校評価ガイドライン」（令和 8 年 3 月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）に基づくこと

(2) 評価項目、評価内容及び項目数がガイドラインと同程度以上であること

(3) 評価結果を報告書として取りまとめること

第6 評価の要件（第三者評価）

第三者評価は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自己点検評価の結果を踏まえて実施されること
- (2) 次のいずれかに該当する、評価者が実施すること
 - ア 評価機関又は組織
 - イ 次のいずれにも該当する者3名以上
 - (ア) 国、地方公共団体又は専修学校教育の振興等を目的とする団体が実施する評価者養成研修を修了していること
 - (イ) (ア)に定める研修の修了が補助年度から起算して過去5年以内であること

第7 評価項目等

第三者評価においては、次に掲げる観点事項を含むものとする。

- (1) 文部科学省ガイドライン付属資料に定める必須項目及び都が指定する項目
 - (2) 学生の受入れ及び学生支援
 - (3) 教育活動の基盤及び改善・向上の取組
 - (4) 情報公開及び社会的説明責任
- 2 留学生を受け入れている学校にあっては、適正な在籍管理及び進路指導に関する評価を含めるものとする。
- 3 学校の状況に応じ、必要な評価項目を追加することができる。
- 4 他制度に基づき外部評価を受けている場合には、その結果の写しをもって該当項目の評価に代えることができる。

第8 交付申請時の提出書類

要綱第6に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 交付申請書
- (2) 自己点検評価報告書
- (3) 評価の実施方法及び体制が分かる書類
- (4) その他私学部長が必要と認める書類

第9 実績報告時の提出書類

要綱第9に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 第三者評価報告書
- (3) その他私学部長が必要と認める書類

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、私学部長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年度の補助金から適用する。